

令和2年2月4日
東日本高速道路株式会社

「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する 高速道路の無料措置」の期間の延長について

～実施期間を令和3年3月31日まで延長～

原発事故により警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、実施期間が令和3年3月31日まで延長されることとなりましたのでお知らせします。

無料措置の適用を受ける際は、「ふるさと帰還通行カード(以下、「カード」という。)」が必要ですが、現在のカードの有効期限は令和2年3月までとなっています。

今後、新しいカードを送付しますので、令和2年4月1日以降は新しいカードをご利用ください。

1. 実施期間

旧)令和2年3月31日(火)24時まで

新)令和3年3月31日(水)24時まで

2. 新しいふるさと帰還通行カードの送付

新しいカードは、お届けいただいている住所宛てに簡易書留(転居先への転送不可)にて順次送付します。カードは、お手元に届き次第、ご利用いただけます。

なお、令和2年4月1日(水)0時以降、現在のカードはご利用出来ませんのでご注意ください。



現在ご利用のカード(背面・黄色)



新しいカード(背面・青色)

3. その他

詳細については、**別紙**をご参照ください。

お問い合わせ先

【報道関係者専用】 NEXCO東日本広報課 Tel. 03-3506-0175

【お客さま専用】 NEXCO東日本 お客さまセンター Tel. 0570-024-024

または Tel. 03-5338-7524

(4月1日以降は Tel. 03-5308-2424)

※ 本資料については、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、秋田県政記者会、宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者クラブ、東北専門記者会にお配りしています。

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置

1. 実施期間

令和3年3月31日(水) 24時まで

2. 対象者

A. 東日本大震災発生時(以下、「被災時」という。)、原発事故の警戒区域等(下表の区域)に居住していた方。

【福島県】

浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村、飯館村	
南相馬市のうち、右記の区域	小高区、原町区、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内、鹿島区烏崎、 鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂、鹿島区寺内、市内国有林磐城森林管理署 2004 林班から 2087 林班まで、2088 林班の一部、2089 林班から 2091 林班まで、2095 林班から 2099 林班まで、2130 林班
田村市のうち、右記の区域	都路町、船引町横道(中山字小塚、中山字下馬沢を含む)、常葉町堀田、常葉町山根、市内国有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林班まで、301 林班から 303 林班までの一部
川俣町のうち、右記の区域	山木屋、町内国有林福島森林管理署 161 林班から 165 林班まで、167 林班

B. 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方。

3. 対象車種

全車種(生活再建に向けた一時帰宅等のために使用する避難者が運転又は同乗している車両)

4. 対象走行

下表の対象インターチェンジ(以下、「IC」という。)を入口または出口として通行料金を取り扱う走行

道路名	対象IC
東北自動車道	白河、矢吹、須賀川、郡山南、郡山、本宮、二本松、福島西、福島ジャンクション、福島飯坂、国見、加須 ^{※1}
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	いわき勿来、いわき湯本、いわき中央、いわき四倉、広野、常磐富岡、大熊、常磐双葉、 ^{※2} 浪江、南相馬、相馬、新地、山元、桜土浦 ^{※1}

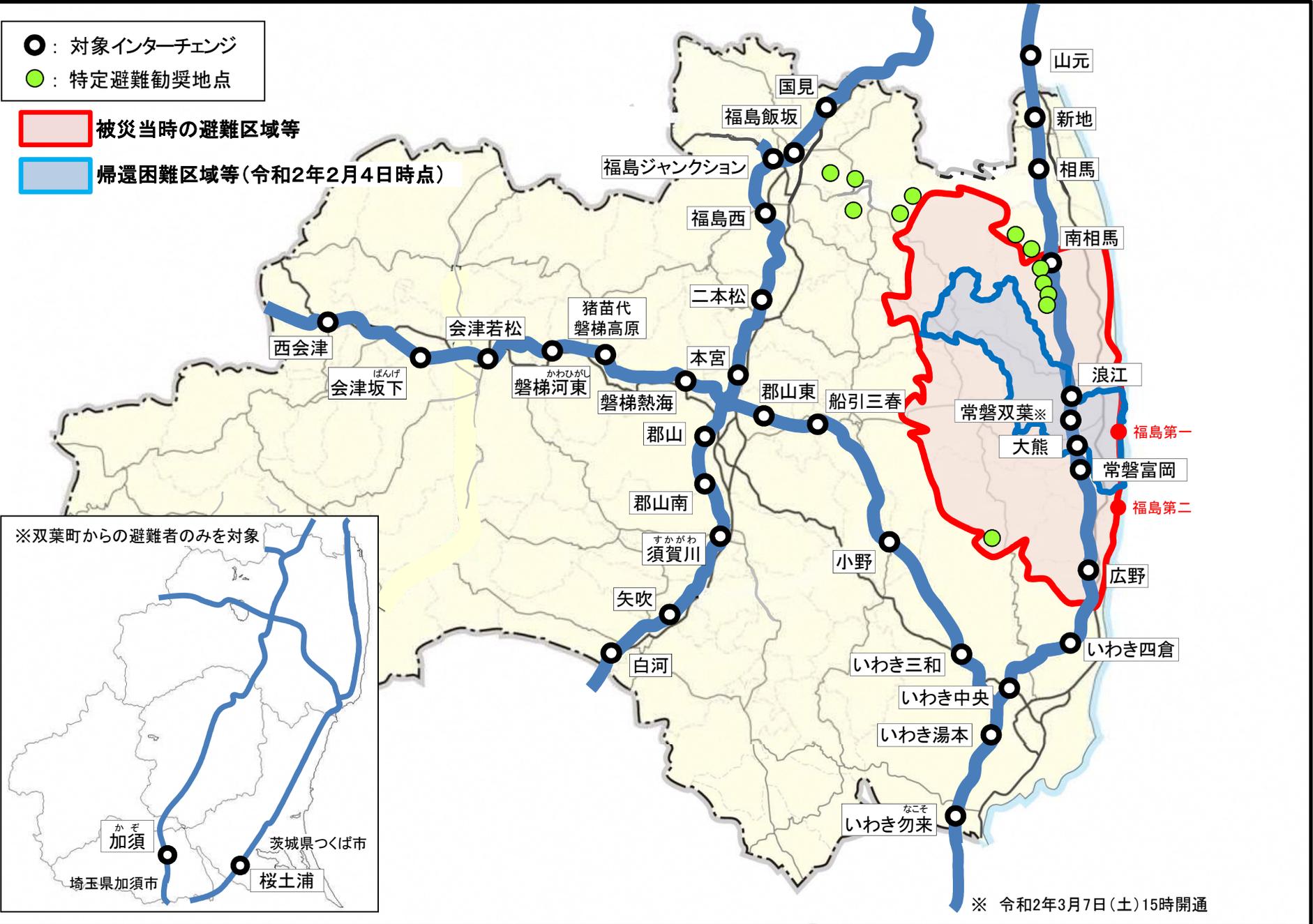
※1 加須ICおよび桜土浦ICについては、福島県双葉郡双葉町から避難されている方に限り、対象ICになります。

※2 常磐双葉ICについては、令和2年3月7日(土)15時開通。

対象インターチェンジ

- : 対象インターチェンジ
- : 特定避難勧奨地点

- 被災当時の避難区域等
- 帰還困難区域等(令和2年2月4日時点)



※双葉町からの避難者のみを対象

かぞ 加須
埼玉県加須市

茨城県つくば市
桜土浦

※ 令和2年3月7日(土)15時開通

5. ご利用方法

- ◆ ETCレーンのご利用いただけません。
入口、出口ともに **一般** と表示されたレーンをご利用ください。
- ◆ 入口では、必ず通行券をお受け取りください。
- ◆ 出口料金所では、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、「ふるさと帰還通行カード」を料金所係員にお渡しください。
- ◆ 出口料金所で「一般 精算機」と表示された料金自動精算機が設置されているレーンでは、「通行券」および「ふるさと帰還通行カード」を挿入する前に、呼出ボタンまたはレバーにより係員を呼び出してください。係員を呼び出し後、原発事故による避難者である旨をお申し出ください。

◀ その他の注意事項 ▶

- ◆ 入口で **ETC/一般** の混在レーンをご利用する際は、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進入し、通行券をお取りください。
ETCカードを車載器に挿入したまま進入すると、ETC扱いとなり無料措置の対象になりません。
- ◆ スマートICはご利用できません。
- ◆ 現在ご利用中の「ふるさと帰還通行カード」の有効期限は、令和2年3月31日(火)までとなっております。4月1日(水)0時以降はご利用出来ません。
4月1日(水)以降、現在ご利用中の「ふるさと帰還通行カード」では無料措置が適用されませんので、必ず新しいカードをご利用ください。
- ◆ 「ふるさと帰還通行カード」をお持ちでない場合、無料措置の適用を受けることはできません。
- ◆ 山形自動車道・日本海東北自動車道(湯殿山IC～酒田みなとIC)、東京外環道、東京湾アクアライン、京葉道路(篠崎IC～幕張IC)などのNEXCO均一区間、首都高速、阪神高速など、対象ICを入口又は出口として一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。
また、これらの道路を経由した後のNEXCO道路の走行(首都高速を経由して東名高速道を走行した場合など)は対象外になります。